

# 横浜市立万騎が原小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月3日策定

令和 6年4月1日改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校長・副校長・教務主任・養護教諭・児童支援専任・ブロック主任・当該学年で構成する。必要に応じて、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものとする。

学校はいじめの相談を受けたりいじめの兆候に気付いたりしたときには、担任や一部の教職員で抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会に速やかに報告し、この組織が中核となって判断や対応（情報の収集・発信、調査、記録、対応等に対する役割分担）を行う。また、いじめ防止のための職員研修を計画・立案したり、アンケート調査を実施し実態把握に取り組んだりする。

#### <活動内容>

##### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・横浜プログラム等を用いて、いじめ防止に関する授業を計画的に実施
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

##### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

##### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

○いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組や指導を行う。

- ・児童生徒の主体的な取組みへの支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組み
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画等をもとに、豊かな教育活動を進めていく。あわせてY-P アセスメントや学力・学習状況調査などの、より客観的なデータを活用しながら、人権意識・児童理解に根ざした、よい集団づくりを行う。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用したり、授業のユニバーサルデザイン化を図ったりして全ての児童が参加・活躍出来るわかる授業づくりに努め、学びの基礎・基本の定着を図っていく。

#### (2) いじめの早期発見

○いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知する。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

児童の様子について情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりに努め、定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施等を行っていく。また、教育相談を実施したり、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進を行ったりしていく。

### (3) いじめに対する措置

○いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。ささいな兆候や懸念であっても、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応を行う。情報に関しては教職員全員でいつでも確認できるようにしていく。

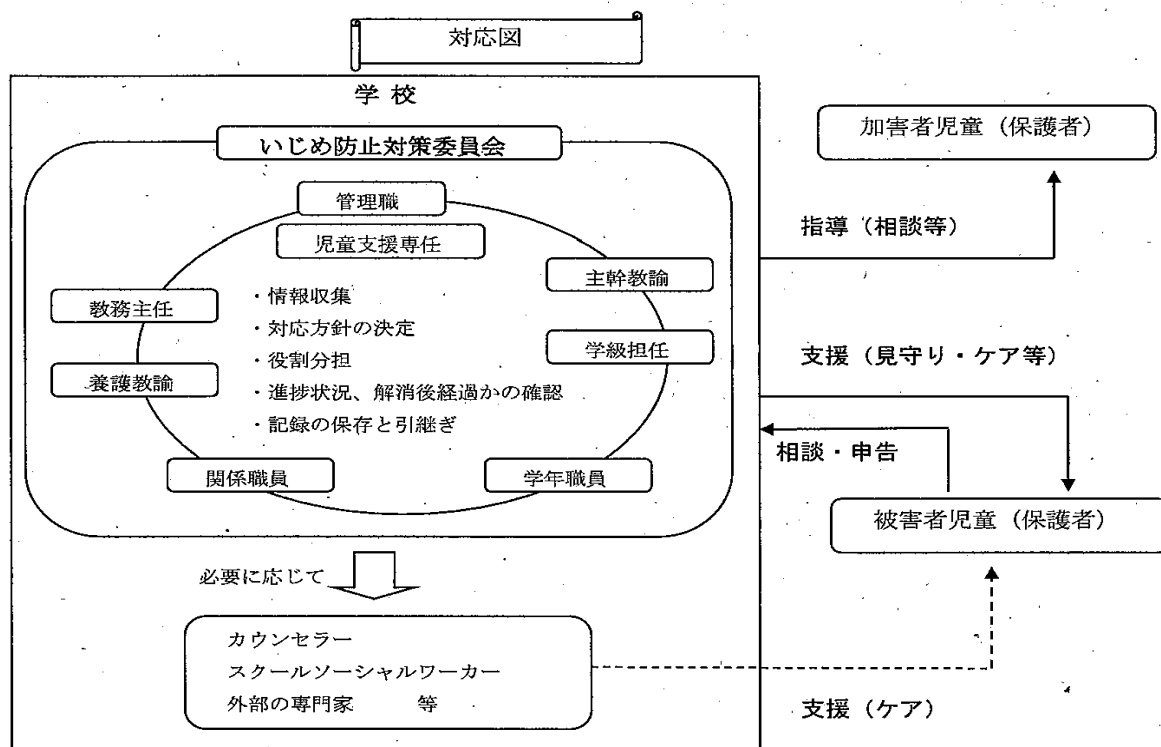
#### 【具体的な対応】

##### ○初期対応

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携
- ・被害児童からの迅速で丁寧な聞き取りと心のケア
- ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害児童への聞き取り及び指導
- ・被害児童の保護者への説明及び以降の確認と支援
- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童保護者への説明及び指導と支援の依頼

##### ○中・長期的な対応

- ・複数の目による定期的な状態チェック(アンケート活用)、打ち合わせ時の児童情報共有、研修会の実施
- ・事案の記録、報告、情報共有の継続
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、まきちゃんBOXの活用
- ・いじめを許さない児童間の風土づくり
- ・次年度への情報引継ぎの徹底



いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、組織で連携して被害・加害児童及び保護者への支援・指導を行い、児童の状態に合わせて継続的なケアを行っていく。いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命や、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携してその指導・対応にあたる。

#### (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

<p>《いじめの解消の要件》          少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある          ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること          ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p>
---

以上の2点を、担任が被害児童・保護者に確認した後、学校いじめ防止対策委員会に報告し、解消していることを認定する。

#### (5) 教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高めるために、実践的な研修を行う。また、日ごろから、児童生徒理解の推進に努める。

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに各種研修を企画・運営し、いじめ防止・対応に向けた校内体制の強化を図る。

#### (6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区 学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や子どもの状況を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得よう努める。学校運営協議会や学家地連等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する体制の構築を推進していく。

#### (7) 取組の年間計画

月	教職員	児童	地域・家庭との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童理解（引き継ぎ確認等）</li> <li>○「いじめ防止対策基本方針」読み合わせ</li> <li>○地域訪問、家庭訪問や学力学習状況調査結果の分析等による新年度の児童の実態把握・情報収集</li> <li>○入学式・学校説明会・学年集会等で基本方針説明</li> <li>○いじめ防止研修実施</li> <li>○いじめ防止基本方針についての職員研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き</li> <li>○年度始め学年集会</li> <li>○「マナー&amp;ルールブック」確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学式</li> <li>○家庭訪問による家庭との連携</li> </ul>
5・6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の教育支援計画・個別の教育指導計画の作成</li> <li>○Y-P アセスメント①を基にした児童の実態把握（こども教育相談①）</li> <li>○「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）</li> <li>○横浜こども会議への参加計画、指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Y-P アセスメント（アンケート）</li> <li>○第1回記名式アンケート</li> <li>○こども教育相談</li> <li>○横浜こども会議参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学・家・地連や地区懇談会で意見交換</li> </ul>

7・8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の実態把握と情報交換</li> <li>○夏期校内研修(特別支援教育、児童指導、人権)</li> <li>○自殺予防研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜子ども会議(中学校ブック・旭区)参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人面談による家庭との連携</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏期休業明けの児童・学級の実態把握と情報交換</li> <li>○横浜プログラム実施</li> <li>○学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み明け学年集会</li> <li>○横浜プログラム</li> <li>○学校評価アンケート</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前期の振り返り(アセスメントシート)の記入と活用)</li> <li>○横浜こども会議の取組</li> <li>○健康アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前期振り返り</li> </ul>	
11・12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○OY-P アセスメント②を基にした児童の実態把握(こども教育相談②)</li> <li>○「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式アンケート・教育相談)</li> <li>○いじめ防止月間取組</li> <li>○人権週間取組</li> <li>○SOS サインの出し方教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○OY-P アセスメント(アンケート)</li> <li>○第2回記名式アンケート</li> <li>○子ども教育相談</li> <li>○人権に関する学習</li> <li>○SOS サインの出し方に関する学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人面談による家庭との連携</li> </ul>
1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬期休業明けの児童・学級の実態把握や情報交換</li> <li>○幼保小での新入生情報引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬休み明け学年集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会で意見交換</li> <li>○新入生説明会で「いじめ防止基本方針」説明</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校との児童情報引き継ぎ</li> <li>○複数の教員が関わる学級編制(担任、専任、専科教諭)</li> <li>○引き継ぎカードのまとめ</li> <li>○後期の振り返り(アセスメントシート)の記入)</li> <li>○「いじめ防止基本方針」見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後期、年間振り返り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園、保育園との児童情報引き継ぎ</li> </ul>
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会の実施(毎月)</li> <li>○支援が必要な児童の情報共有(毎週)</li> <li>○日々の学校生活における実態把握</li> <li>○日常の生活指導、道徳等の授業を活用し、児童のいじめに対する意識高揚をねらった取り組みの計画・実施</li> <li>○各機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会活動、特別活動を生かしたいじめ防止の取り組み</li> </ul>	

#### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策委員会を中心に組織的かつ迅速に対応するとともに、直ちにその状況を教育委員会に報告する。また、組織的に、再発防止も視野に入れた調査を実施し、その調査結果を教育委員会に報告していく。なお、いじめにおいて重大な被害が生じる場合には、直ちに警察や関係機関に通報・相談し、連携を図って対応していく。

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

##### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

必要があると認められる場合には、適宜この学校基本方針を改定し、あらためて公表していく。